

収容人員の算定(消防法施行規則 第1条の3)

項別	算定方法	
(一)項	次に掲げる数を合算して算定する。 一 従業者の数 二 客席の部分ごとに次のイからハまでによつて算定した数の合計数 イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4メートルで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。 ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数 ハ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数	
(二)項 (三)項	遊技場	次に掲げる数を合算して算定する。 一 従業者の数 二 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 三 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。
	その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 一 従業者の数 二 客席の部分ごとに次のイ及びロによつて算定した数の合計数 イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。 ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数
(四)項	次に掲げる数を合算して算定する。 一 従業者の数 二 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによつて算定した数の合計数 イ 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数 ロ その他の部分については、当該部分の床面積を4平方メートルで除して得た数	
(五)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 一 従業者の数 二 宿泊室ごとに次のイ及びロによつて算定した数の合計数 イ 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 ロ 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6平方メートル(簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3平方メートル)で除して得た数 三 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによつて算定した数の合計数 イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。 ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数	
(五)項ロ	居住者の数により算定する。	
(六)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 一 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 二 病室内にある病床の数 三 待合室の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数	
(六)項ロ (六)項ハ	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。	
(六)項二	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。	
(七)項	教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。	
(八)項	従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。	
(九)項	従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。	
(十一)項	神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。	
(十)項 (十二)項 (十三)項 (十四)項	従業者の数により算定する。	
(十五)項	従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。	
(十七)項	床面積を5平方メートルで除して得た数により算定する。	
仮使用認定を受けたもの	次に掲げる数を合算して算定する。 一 仮使用認定を受けた部分については、当該仮使用認定を受けた部分の用途をこの表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数 二 その他の部分については、従業者の数	
新築工事中の建築物・建造中の旅客船	従業者の数により算定する。	
(十六)項 (十六の二)項	令別表第1各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなしてそれぞれ算定した収容人員を合算して算定する。	